

# 県立学校空調設備整備事業

予算額 917,000千円 (H30 112,129千円)

## 1 事業の目的・概要

猛暑対策として、生徒の安全に万全を期すため、今年の夏に向けて県立高校の空調を整備するとともに、保護者負担により設置された普通教室の空調のリース料を県負担に切り替えます。また、教職員の執務環境の改善を図るため、職員室等の管理諸室に空調を整備します。

## 2 事業内容

### (1) 普通教室（高等学校）

- ①未設置校のリース料 65,000 千円  
[校数・教室数] 18校・310教室分
- ②保護者負担により設置された空調のリース料 720,000 千円  
[校数・教室数] 99校・2,300教室分

【参考】普通教室の空調の設置状況（平成30年度末時点の全123校）

- ①設置済み 103校
  - ・保護者負担により設置 98校（現在、PTAによる空調設置が進められている東総工業を含めると、31年度は99校となる見込み）
  - ・騒音対策により設置 5校 ※1
- ※1 近隣に成田空港及び自衛隊の基地があるため、騒音対策で県が空調を整備済み  
[内訳] 沼南、沼南高柳、下総、松尾、安房
- ②未設置 20校 ※2  
[内訳] 千葉大宮、八千代西、行徳、浦安南、松戸南、清水、成田西陵、八街、銚子商業、旭農業東総工業、大網、九十九里、茂原樟陽、大原、館山総合、天羽、上総、君津青葉、鶴舞桜が丘
- ※2 平成30年度末に市原高校と統合する鶴舞桜が丘とPTAによる空調設置が進められている東総工業を除く18校が整備対象

### (2) 職員室等の管理諸室

- ①高等学校 67,200 千円  
[内容] 設計8校 10,000 千円  
リース料28校 57,200 千円（新規4校、継続24校）
- ②特別支援学校 64,800 千円  
[内訳] 設計5校 4,800 千円、工事5校 60,000 千円

担当課・問い合わせ先  
教育庁企画管理部教育施設課  
043-223-4158

## 私立幼稚園空調設備整備事業補助【新規】

予算額 70,000千円 (H30.2補正 10,000千円)

### 1 事業の目的・概要

昨夏、災害級の猛暑となったことを踏まえ、幼児の安全確保のため、幼稚園が新規に空調を設置する事業について、経費の一部を助成します。

### 2 事業内容

補助率：1/2

※国庫補助事業（補助率：1/3）に対し、県が1/2まで上乗せする。採択漏れや補助率の圧縮があった場合も県が1/2まで補助する。

対象室数：2月補正分も含めて約300室

### 3 対象経費

空調の購入及びその設置工事費用



担当課・問い合わせ先  
総務部学事課  
043-223-2083

## 学校におけるいじめ・不登校等対策の推進【一部新規】

予算額 906,803千円 (H30 852,041千円)

### 1 事業の目的・概要

いじめ防止や不登校支援に向けた取組を推進し、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることのできる体制づくりを進めます。

#### ≪31年度のポイント≫

- スクールソーシャルワーカーの公立小中学校配置を拡充します (15人→18人)  
県立高等学校配置を拡充します (11人→21人)
- SNSを活用した相談事業を新たに実施します

### 2 事業内容

#### <学校への支援体制の強化>

- スクールカウンセラー（臨床心理士等）の配置 603,556千円  
児童生徒のカウンセリングや保護者、教職員等への助言・援助を行います
- スクールソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士等）の配置【拡充】 87,345千円  
児童生徒を取り巻く問題の解決に向け、学校と福祉機関等の連携体制を作り、支援を行います
- 不登校対策支援チーム 7,062千円  
不登校が長期化し解消困難なケース等を対象に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家がチームを組んで、学校や市町村教育委員会への支援を行います
- スクール・サポーター 98,332千円（県警本部少年課）

#### <相談体制の充実>

- 子どもと親のサポートセンター相談事業 64,257千円  
面接や24時間子供SOSダイヤルによる相談や助言を行います
- SNSを活用した相談事業【新規】 10,663千円  
悩みを抱える高校生が気軽に相談できるよう、身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用した相談窓口を新たに設置します  
[対象] 県内の高校に通学する全高校生約16万人  
[設置期間] 夏休みを中心とした期間に設置（予定）  
[相談体制] 高校生がスマートフォン等で送信したメッセージに専門の相談員が対応
- ネットパトロール 5,409千円（県民生活・文化課）

#### <いじめ防止対策・学校におけるいじめ対応力の強化等>

- 学校におけるいじめ対応力の強化 10,308千円  
・生徒指導アドバイザーの配置（8人）等を行います
- いじめ防止対策の普及啓発 2,633千円  
児童生徒、保護者にいじめ防止のリーフレット等を配付します（対象：小1、小4、中1）
- いじめ問題対策連絡協議会 37千円  
関係機関の連絡体制を構築し、相互連携を促進することで、いじめ防止対策を推進します
- いじめ対策調査会等 1,581千円（児童生徒課・学事課）  
県が実施するいじめの防止対策への審議等を実施します
- 教育支援センターの整備促進等に関する調査研究事業 15,620千円  
教育支援センターの設置や訪問相談員等の配置に関する調査研究を行います（市町村への委託）

担当課・問い合わせ先  
教育庁教育振興部児童生徒課  
043-223-4055

## 私立学校経常費補助（一般補助）

予算額 34,462,896千円（H30 34,550,309千円）

### 1 事業の目的・概要

私立学校の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営費に対し助成します。

### 2 事業内容

学校法人の教育に要する経常的経費に対し、生徒等1人当たりの国標準単価を基本として助成します。

高等学校・幼稚園については県単独で補助単価を上乗せ（高校＋23,500円、幼稚園＋9,100円）し、経常費補助の拡充を図ります。

また、専修学校についても、県単独の経常費補助額を13,000円に引き上げます。



担当課・問い合わせ先  
総務部学事課  
043-223-2083

## 千葉県保育士処遇改善事業

予算額 1,575,000千円 (H30 1,260,000千円)

### 1 事業の目的・概要

保育士の確保・定着対策を一層推進し、県内の保育環境の改善を図るため、民間保育所等の保育士の処遇（給与）改善を実施します。

### 2 事業内容

県内市町村が行う保育士の処遇改善に係る事業に対して、その1/2（政令市は1/4）を補助します。（上限額1万円）

[実施主体] 市町村

[対象施設] 民間の保育所、認定こども園、小規模保育事業を行う事業所等

[対象職員] 常勤の保育士又は保育教諭

[基準額] 職員1名につき月額2万円



担当課・問い合わせ先  
健康福祉部子育て支援課  
043-223-2324

## 保育士等キャリアアップ研修事業

予算額 126,050千円 (H30 86,200千円)

### 1 事業の目的・概要

保育所等の保育士の定着及び保育の質の向上を図るため、一定の経験を積んだ保育士等を対象として、キャリアアップのための研修を実施します。

### 2 事業内容

[研修内容] 乳児保育、幼児教育、障害児保育、食育・アレルギー、保健衛生・安全対策 等

[対象者] 概ね3年以上の経験を有する民間保育所等に勤務する保育士等

[対象人数] 県実施分：4,000人、指定研修実施機関分：3,200人

#### [保育の質の向上関連事業]

県では、保育の質の向上のため、以下の事業を実施します。

#### ○ 保育士等キャリアアップ研修事業 126,050千円

#### ○ 保育所保育士等研修事業 3,013千円

保育の業務に携わる上で必要な知識・技術の習得・向上を図るため、公私立保育所職員を対象とした職務階層別・分野別の研修を実施します。

#### ○ 保育所等巡回支援事業 1,976千円

保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育内容や保育所運営に係る知識を有する者を派遣し、経験年数の短い保育士（勤務経験が5年以内）や、再就職して間もない保育士（再就職後5年以内）等及び保育事業者を対象とした巡回相談を実施します。

#### ○ 認可外保育施設事故防止対策巡回支援指導事業 7,744千円

死亡事故等重大事故の発生防止を図るため、認可外保育施設に対して専門的な知見を持つ指導員を派遣し、安全性の向上に向けた指導を実施します。

#### ○ 認可外保育施設事故防止対策研修事業 2,368千円

死亡事故等重大事故の発生防止や保育の質と安全性の向上を図るため、認可外保育施設の保育従事者に対する研修会を複数回実施します。

担当課・問い合わせ先  
健康福祉部子育て支援課  
043-223-2317

## 賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業

予算額 550,000千円 (H30 300,000千円)

### 1 事業の目的・概要

保育の受け皿整備と待機児童解消を加速するため、賃貸物件を活用した保育所・小規模保育事業所を新設、定員拡大のために改修する場合にその費用の一部を助成します。

### 2 事業内容

[対象地域] 県内全市町村

[補助対象者] 保育所等を経営する民間事業者

[補助対象経費] 賃貸物件による保育所等の新設、定員拡大に伴い必要となる経費

(改修費等、賃借料(礼金を含み、敷金を除く。))

ただし、待機児童の解消につながらない老朽化に伴う改修は対象外。

[補助率] 1/8



賃貸物件を活用して整備された小規模保育事業所

担当課・問い合わせ先  
健康福祉部子育て支援課  
043-223-2324

## 都市部における保育所等への賃借料支援事業

予算額 593,000千円 (H30 320,000千円)

### 1 事業の目的・概要

都市部での賃貸物件を活用した保育所等の整備を促進するため、その賃料の一部を補助します。

### 2 事業内容

[実施主体] 市町村（国通知に基づき待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限る）

[補助対象者] 民間の保育所、認定こども園、小規模保育事業を行う事業者等

[補助対象経費] 実際の賃借料と公定価格の差額

[補助基準額] ①賃借料が公定価格の3倍を超える施設 年額 22,000 千円/施設

②賃借料が公定価格の2倍を超える新設の施設※ 年額 12,000 千円/施設【新規】

※待機児童対策協議会参加自治体については、新設の場合、対象施設の要件を緩和。

[負担割合] 国1/2、市町村1/4、事業者1/4

担当課・問い合わせ先  
健康福祉部子育て支援課  
043-223-2324

## 幼児教育・保育無償化の実施【新規】

予算額 5,950,000千円

### 1 事業の目的・概要

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成 31 年 10 月から、保育所・認定こども園・私立幼稚園等の利用料に対し補助を行います。

### 2 事業内容

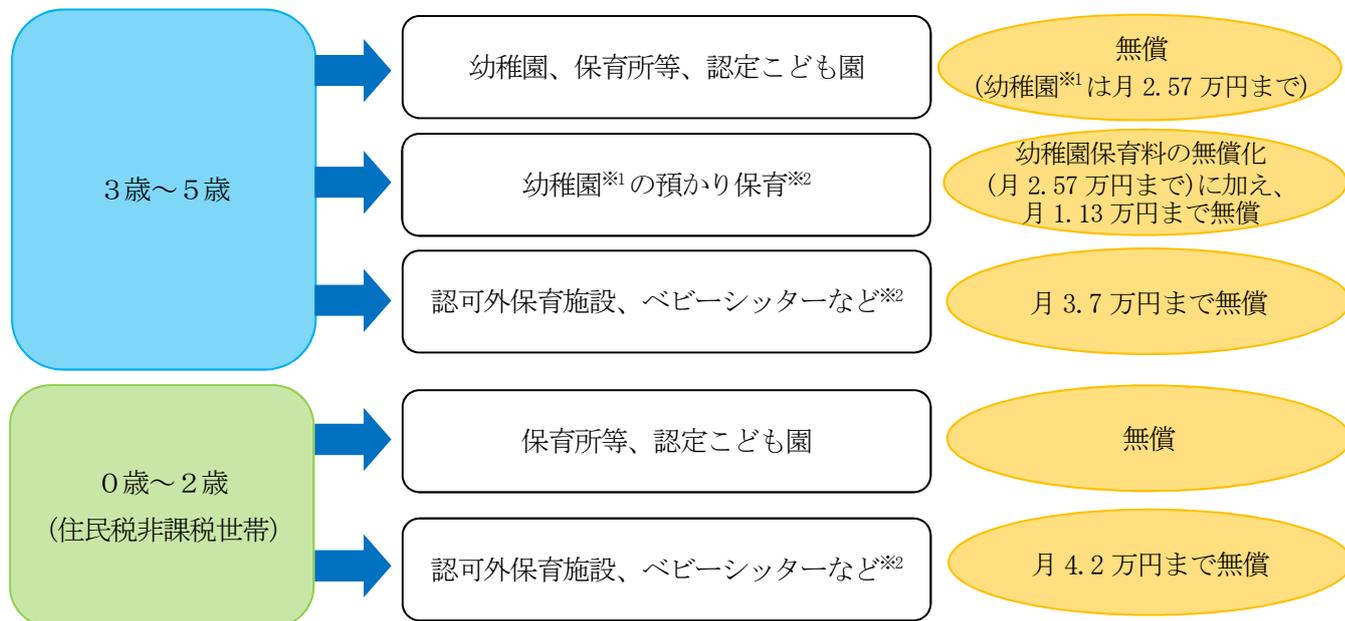
[実施主体] 市町村

[対象施設] 保育所、認定こども園、私立幼稚園、小規模保育事業を行う事業所等

[対象経費] 利用料

[負担割合] 国 1/2 (市町村への直接補助)、県 1/4、市町村 1/4

<制度イメージ>



※1 子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園。

※2 無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要。

担当課・問い合わせ先  
健康福祉部子育て支援課  
043-223-2462  
総務部学事課  
043-223-2083

## 児童虐待防止対策事業【一部新規】

予算額 330,589千円 (H30 285,218千円)

### 1 事業の目的・概要

児童虐待の未然防止や早期発見、被虐待児童等へのフォローアップ等の充実のため、児童虐待防止に係る総合的な対策を実施します。

### 2 主な事業内容

#### (1) 児童相談所虐待防止体制強化事業 109,915千円

各児童相談所において児童虐待に関する電話相談を実施するとともに、24時間365日、電話で児童虐待の通告等に対応する子ども家庭110番を設置します。また、一時保護された児童に対し、心理療法の担当職員による心理的ケアを充実します。

#### (2) 児童相談所専門機能強化事業 29,227千円

児童相談所の専門機能強化のため、児童相談所職員に対して各種研修を実施するほか、児童虐待事例に適切に対応するため、児童精神科医や臨床心理士等の専門家から協力・助言を得る体制を構築するとともに、各児童相談所に弁護士や警察官OBなどを配置します。

#### (3) 児童虐待対策関係機関強化事業 10,878千円

市町村等の関係機関における児童やその保護者に対する支援体制を強化するため、市町村職員等への研修の実施や、市町村の要保護児童対策地域協議会への専門家の派遣等を行います。

#### (4) 子ども虐待防止地域力強化事業 10,000千円

児童虐待を未然に防止するため、児童虐待の通告先の周知や児童虐待に対する意識啓発のため「オレンジリボンキャンペーン」などの広報を実施します。

#### (5) 乳児院等多機能化推進事業 69,193千円【新規】

入所児童の保護者への支援や地域で子育て中の家庭の相談支援など、育児指導機能の充実を図る乳児院や児童養護施設等を支援します。

[基準額] 1施設あたり4,826千円

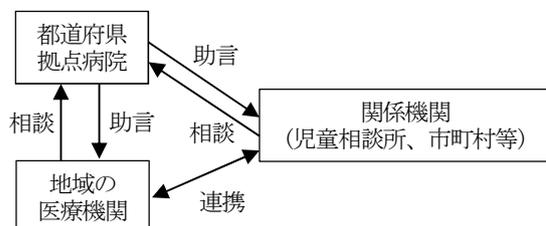
また、医療機関との連携を強化し、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入れを実施する乳児院等を支援します。

[基準額] 1施設あたり1,920千円～6,192千円

#### (6) 子どもの心の診療ネットワーク事業 7,890千円【新規】

虐待による子どもの心理的な影響などの子どもの心の問題に対応するため、拠点となる病院へコーディネーターを配置するとともに、児童相談所、市町村、児童福祉施設、県内医療機関などの関係機関との間でネットワークを構築します。

また、拠点病院において、コーディネーターによる関係機関からの相談に対する助言、地域の医療機関等との連携会議の開催、関係機関の職員を対象とした研修などを実施します。



担当課・問い合わせ先

健康福祉部児童家庭課

043-223-2322・2357